

私立幼稚園等に在籍する目黒区在住満3歳児の保護者のみなさまへ

令和5年10月から

第2子以降の満3歳児の預かり保育料補助を開始します

令和5年10月より、東京都が新たに開始する、『第2子以降の満3歳児』の補助を受け、これまでは、生活保護世帯、区市町村民税非課税世帯のみが、預かり保育料補助の対象でしたが、課税世帯の第2子以降の補助を開始することになりました。

<補助対象要件>

①～③の全ての要件を満たした場合、補助の対象となります。

※非課税世帯の方は、取扱いが異なります。

①満3歳の誕生日を迎え、満3歳児認可園に通う園児

②「保育の必要性」の確認を受けている

③当該園児が第2子以降 ※年齢を問わず、兄・姉等を有する幼児(ただし、生計を一にする場合のみ。)

<補助金額>

幼稚園預かり保育料補助金支給限度額(月額)

預かり保育の利用日数×日額単価(450円)

通園している幼稚園等の預かり保育の提供量が十分でない園(※1)に在園している場合、在園している幼稚園以外の幼稚園型一時預かり事業を利用した場合のみ、預かり保育の支給限度額の月額上限(1.63万円)から、通園している幼稚園預かり保育料補助額を差し引いた額について補助が可能です。(認可外保育施設等の利用分は、補助対象外です。)

※1 ・在園の幼稚園等が預かり保育を実施していない場合

・在園の幼稚園等の教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満

・在園の幼稚園等の年間(平日・長期休業中・休日の合計)の預かり保育開所日数が200日未満

<申請に必要な書類>

保育の必要性の要件確認に必要な書類 (父母ともに、ひとり世帯については父または母)

(裏面保育の必要性の認定基準の提出書類をご確認ください。)

<申請方法>

上記書類を在園の幼稚園を通じて、又は、直接子育て支援課へ申請をしてください。

申請期限は**令和6年2月28日(水)(必着)**です。期限を過ぎると、補助金を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

<問い合わせ・提出先> 〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

目黒区子育て支援部子育て支援課子育て支援係 03-5722-9892 (直通)

(裏面に続く)

保育の必要性の認定基準

認定基準表(8項目)

認定要件(該当者は保護者)	提出書類
<p>就労 基本的に週3日以上かつ1日4時間以上の労働をしていること(月48時間以上の労働)。</p> <p>※就労している方の産休・育休中の認定有効期間は、該当する子が満1歳を迎えた年度の翌年度の4月30日までです。</p>	<p>企業、自治体・団体等にお勤めの方・・・就労証明書(勤務先に記載を依頼)</p> <p>自営業、フリーランスの方・・・個人事業就労状況申告書(本人が記載)</p>
<p>出産 出産する月をはさんで前後2ヶ月(出産月含め5ヶ月)のみ保育の必要性が認められます。</p>	<p>母子手帳の表面(母氏名の記載)と出産予定日の記載があるページの写し等</p>
<p>疾病・障害(保護者本人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院(おおむね3カ月以上の入院が見込まれる場合) ・居宅内(常時病臥、精神性疾患で通院加療等を行っている、通院加療を行い、かつ、安静を要する場合) ・身体障害者手帳1級から3級、精神障害者保健福祉手帳1級から4級、愛の手帳1度から4度までのいずれかに該当する場合。 	<p>疾病のかた・・・疾病内容確認書(担当医に記載を依頼)、又は病状が分かる証明書の写し等</p> <p>障害のかた・・・心身・精神障害者手帳、愛の手帳、診断書等(写しも可)</p>
<p>(3親等以内の親族の) 介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院、通院、通所(3親等以内の親族の入院、通院、通所のため、週3日以上かつ1日4時間以上保育に当たれない場合) ・自宅介護(心身障害者手帳1級から3級、又は、精神障害者保健福祉手帳1級から4級、又は、愛の手帳1度から4度までのいずれか、または要支援1・2、要介護1から5に該当する3親等以内の親族を常時介護している場合) 	<p>・介護・看護状況申告書</p> <p>申告書に、介護・看護する方の、心身・精神障害者手帳、愛の手帳、介護保険被保険者証(認定状況が記載されたもの)、ケアプラン、診断書のいずれか(写しも可)も添付してください。</p>
<p>災害復旧 火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため現に保育に当たれない場合</p>	<p>罹災証明書</p>
<p>求職 求職(起業の準備を含む)のため、昼間に外出することを常態としている場合、申請月を含む2ヶ月間のみ保育の必要性が認められる。</p>	<p>求職活動状況申立書(本人の記入)</p>
<p>就学 不就労であるが、就学又は職業訓練のため現に保育に当たれない場合</p>	<p>在学証明書等、学校に在籍していることが分かる資料</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡、行方不明、拘禁等の状態にある場合 ・児童虐待を行っている若しくは再び行われる恐れがある場合又は配偶者等からの暴力等により保育に当たれない場合 ・保育が必要と区が認める場合 	<p>必要に応じた書類等</p> <p>ひとり親世帯の場合は、「ひとり親世帯の状況申告書」(申告書に添付書類も必要)を提出することで、保護者一人分の書類で認められます。</p>